

知財法務の勘所Q & A（第90回）

スタートアップ企業の上場と知的財産権¹

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業
弁理士 青木 孝博

Q1 スタートアップ企業にとって特許出願をすることは参入障壁を築くうえで重要と聞きますが、上場をしたスタートアップ企業はどの程度の件数の特許出願をしているのでしょうか？

A1 スタートアップ企業にとって特許出願（又は特許権）は他社の参入障壁を築く重要なツールの一つであることは間違いありません。ただし、全ての業種において参入障壁として機能するわけではないという実情から、特許出願をしている件数は業種により大きく相違します。

1. 上場における特許出願（又は特許権）の位置づけ

多くのスタートアップ企業が上場を目指すという場合、東京証券取引所グロース市場（以下、「東証グロース市場」と言います。）がターゲットになることと思われます。このグロース市場は、「2024 新規上場ガイドブック（グロース市場編）」（以下、「新規上場ガイドブック」と言います。）によれば、高い成長可能性を実現するための事業計画及びその進捗の適時・適切な開示が行われ一定の市場評価が得られる一方、事業実績の観点から相対的にリスクが高い企業向けの市場と位置付けられています。このようなグロース市場において、2023年には65社が、2024年には1月～10月までの期間において48社が新規上場を果たしております。

ところで、新規上場ガイドブックには、東証グロース市場に上場するうえでの審査の考え方や手続きが解説されておりますが、この新規上場ガイドブックでは特許を含む知的財産について以下のように言及されています。成長事業が高い成長可能性を有すると判断した根拠について説明する際の留意点として知的財産が取り上げられ、「競争優位性については・・・競合他社や既存の製商品・サービスとの差別化を可能とした独自の特徴・強みについて、客観的事実に基づきご説明いただくことが必要です。また、これらの基礎となる経営資源としては、成長ドライバーとなる技術・知的財産、ビジネスモデル・・・人材（経営陣等）が考えられます。」と記載されています（新規上場ガイドブック23頁）。つまり、スタートアップ企業にとってビジネスモデルや

¹ <https://www.jpx.co.jp/equities/listing-on-tse/new/guide-new/02.html>